

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第 4 号

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第 1 条 公衆浴場法施行細則（昭和28年香川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
(水質基準) 第 5 条 略 (1) 略 (2) 略 <table><tr><td>1・2 略</td><td></td></tr><tr><td>3 大腸菌</td><td>略</td></tr><tr><td>4 略</td><td></td></tr></table>	1・2 略		3 大腸菌	略	4 略		(水質基準) 第 5 条 条例第 3 条第11号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法により行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものであること。 <table><tr><td>1・2 略</td><td></td></tr><tr><td>3 <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）</u></td><td>略</td></tr><tr><td>4 略</td><td></td></tr></table>	1・2 略		3 <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）</u>	略	4 略	
1・2 略													
3 大腸菌	略												
4 略													
1・2 略													
3 <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）</u>	略												
4 略													

(旅館業法施行細則の一部改正)

第 2 条 旅館業法施行細則（昭和33年香川県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(水質基準) 第 3 条 略 (1) 略 (2) 略	(水質基準) 第 3 条 条例第 2 条第 1 項第 3 号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法により行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するもので

1・2 略	
3 大腸菌	略
4 略	

あること。

1・2 略	
3 <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）</u>	略
4 略	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。